諮問番号：平成３０年度諮問第２７号

答申番号：平成３１年度答申第 ４ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１０月１２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）の規定による保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

保護開始決定において、○○への家賃が平成３０年７月末まで支払い済みのため、住宅扶助費が０円とされている。同年７月末まで支払い済みであるのは、１年間一括前払いでなければ審査請求人は住居を確保できなかったからであり、その金銭は、審査請求人の○○に一時的に用立ててもらったものである。おかげでホームレスになることはなかったが、審査請求人は、○○との契約に従い、毎月末に家賃を支払っている。住宅扶助費を支給してほしい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

住宅扶助（家賃）は、被保護者が最低限度の生活を維持するため、居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に認定することとされており、保護の開始時において、平成３０年７月末までの家賃が前納されていることから、審査請求人に家賃に係る需要はなく、住宅扶助（家賃）を支給しないと判断した処分庁の判断には合理性が認められる。

審査請求人は、家賃の前納に要した資金は○○からの借入金であり、毎月の家賃相当額を○○に返済する必要があると主張しているが、○○への返済金（保護開始前の債務）を保護によって保障することは、法の目的から著しく逸脱することになるため、審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、処分庁が、住宅扶助費は不支給とした本件処分に違法又は不当な点は認められない。他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　平成３１年３月５日　　　　諮問書の受領

平成３１年３月６日　　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月２２日

口頭意見陳述申立期限：３月２２日

平成３１年３月１５日　　　第１回審議

平成３１年４月８日　　　　第２回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号（以下「保護の基準」という。））が定められている。

（３）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項の第１号において、「住居」、第２号において、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（４）保護の基準別表第３／住宅扶助基準は、１／基準額として、級地別に、家賃、間代、地代当の額（月額）及び補修費等住宅維持費の額（年額）を定めている。

（５）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。（以下「局長通知」という。））の第７の４の（１）のアには、「保護の基準別表第３の１の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と定めている。

（６）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問８の９５の答は、保護開始前の借金について、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。（後略）」と記載している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年１０月２日、審査請求人は、「今の収入では生活が厳しい為」という理由で、処分庁に対し法による保護を申請した。

同日、処分庁は、審査請求人の住居（「本件住居」という。）に関し「現在の住居に入居する際に○○より家賃の１年間分を支払い済みであるとの報告があった。今後、○○には毎月家賃を支払っていくとのこと。住宅扶助の計上は親族援助とみなされる場合もあり、検討となる旨を伝えた。」と面接記録票に記録している。

（２）平成２９年１０月２日、処分庁は、審査請求人の○○○○○○○○○○○○○○○○賃貸借契約書のコピーを受領した。契約書には、貸主は「○○○○○○○○○○○○」、借主は「○○○（審査請求人）」、賃貸借契約締結日は「平成２９年７月○日」、入居開始可能日は「平成２９年７月○○日」と記載されている。

（３）平成２９年１０月３日、処分庁は、審査請求人宅を家庭訪問し、家賃等証明書のコピーを受領した。賃借人は「○○○（審査請求人）」、証明者及び貸主は「○○○○○○○○○○○○○○○○○株式会社○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○長　○○○」と記載されている。

同日、処分庁は、「平成３０年７月まで家賃支払を確認。契約時に１年間の家賃前払いが必要なため○から借りている。毎月○へ返済が必要なため、住宅扶助支給は必要と訴えあり。保護申請時に支払い済みの分について支給は不可と説明。（主）より○と賃貸契約すれば住宅扶助支給可能か問い合わせあり。○○と契約し入居しているため、○と契約できるか確認するとの事。」と記録票に記録している。

（４）平成２９年１０月６日、処分庁は、同年同月２日から審査請求人の保護を開始することを決定し、住宅扶助については、親族からの援助と判断し、支給しないこととした。

（５）審査請求人は、平成２９年１０月１８日付の審査請求書を提出した。

３　判断

住宅扶助は、前記１(３)乃至(５)のとおり、被保護者が最低限度の生活を維持するため、居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に認定することとされている。本件では、保護の開始時において、平成３０年７月末までの家賃が前納されていることから、審査請求人に家賃に係る需要はなく、住宅扶助を支給しないと判断した処分庁の判断には合理性が認められる。

審査請求人は、家賃の前納に要した資金は○○からの借入金であり、毎月の家賃相当額を○○に返済する必要があると主張しているが、審査請求人から処分庁に提出された賃貸借契約書及び家賃証明書によれば、本件住居の貸主は○○ではないことが客観的に認められることから、住宅扶助で支給することのできるものではない。なお、当該返済金を保護によって保障することは、法の目的から著しく逸脱することになるため、審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子